

神奈川県天然記念物管理マニュアル
(樹木・樹叢)

令和4年3月

神奈川県教育委員会

目次

はじめに	1
1 本県の天然記念物の現状と課題	2
2 天然記念物（樹木・樹叢）の管理にあたっての考え方	2
3 日頃の取組み	3
(1) 文化財的価値等の確認	
(2) 経年変化の把握	
(3) 観察	
ア 樹勢・樹形	
イ 健康状態	
ウ 補修状況	
エ 周辺環境	
(4) 観察結果に基づく対応	
(5) 自然災害等への備え	
(6) 継承に向けた活用	
4 緊急時の対応	8
(1) 安全確保	
(2) 被災状況の把握	
(3) 被災状況の報告等	
(4) 復旧計画の策定・実施	
(5) 後継樹の増殖について	
5 補助金の活用	10
6 許認可等の手続き（許可申請及び届出書の提出）	11
(1) 現状変更等の規制	
(2) 滅失及び復旧等における届出	
7 ナラ枯れについて	14
(1) ナラ枯れの概要	
(2) 被害木の確認	
(3) 対策の実施	
(4) 補助金の活用	
(5) その他森林病虫害	
日頃の取組み 自主点検リスト	20
参考・引用文献	21
申請書・届出書 様式集	23
・ 神奈川県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書	24
・ 国指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書	25

・ 神奈川県指定重要文化財現状変更等終了届	27
・ 国指定史跡名勝天然記念物現状変更等終了報告書	28
・ 国登録記念物現状変更届出書	29
・ 神奈川県指定重要文化財の滅失、き損、亡失、盗難届出書	31
・ 神奈川県指定重要文化財の修理届出書	32
・ 国指定史跡名勝天然記念物の滅失、き損、亡失、盗難届出書	33
・ 国指定史跡名勝天然記念物の復旧届出書	34
・ 国指定史跡名勝天然記念物の復旧終了報告書	35
・ 国登録記念物の滅失、き損、亡失、盗難届出書	36
・ 文化財被災状況記録票（天然記念物（樹木・樹叢））	37
・ 記載例 文化財被災状況記録票（天然記念物（樹木・樹叢））	38
・ 森林病虫害被害情報カード（天然記念物）	39
・ 記載例 森林病虫害被害情報カード（天然記念物）	40
（参考）災害発生から復旧までのイメージ図	41
緊急時（災害発生等）における連絡先について	42

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において数多くの文化財が被災したことを受けて、神奈川県と県内市町村で組織する文化財担当者会議の分科会として、同 12 月に「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」が設置されました。

「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」では、これまで大規模災害（地震、津波、豪雨、暴風、火山噴火等異常な自然現象による大規模な災害）への事前の備えや、被災後の復旧について検討し、平成 30 年度 4 月に、有形文化財を中心とした「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成しました。

その後、同分科会では、天然記念物、特に樹木・樹叢※（じゅそう）について、所有者が安全に管理していくためのマニュアル作成の必要性を認識し、平成 30 年度から、天然記念物（樹木・樹叢）に関して検討を行い、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」の内容を含め天然記念物（樹木・樹叢）の適切な管理のための手引として作成したものがこの「神奈川県天然記念物管理マニュアル（樹木・樹叢）」です。

なお、県内文化財の保存・活用の基本的な方向性を示すために神奈川県教育委員会が策定した「神奈川県文化財保存活用大綱（令和元年 11 月）」において、本マニュアルの作成が文化財防災の取組の一環として位置づけられています。

本マニュアルは、樹木・樹叢の日常的な点検・管理のポイントを中心に、点検により確認された課題への対応などについて、天然記念物（樹木・樹叢）の所有者、管理責任者等の方々に、知っておいていただきたいことを記載しています。

天然記念物などの文化財は、地域と自然との関わりを色濃く反映し、また、地域の人々の心の支えと連帯の象徴となっているものも数多く存在します。これらは先人の努力によって受け継がれてきたものであり、よりよく後世に継承していくことが現代に生きる私たちの役割といえます。

また、平成 30 年 6 月の文化財保護法の改正により、地域の特色ある文化財をまちづくりに活用しつつ、地域総がかりで継承につなげていくような取組みも求められています。そのためにはまず、広くその価値を理解していただくことが必要であり、樹木・樹叢について継続的に観察し、安全対策にも十分配慮したうえで、環境学習や観光等にも積極的に活用していく必要があります。

天然記念物の所有者等の皆さまにおかれましては、この「神奈川県天然記念物管理マニュアル（樹木・樹叢）」を大切な文化財の継承と安全な管理のために活用していただければ幸いです。

※ 樹叢（じゅそう）とは、自生した樹木が密生している林地を指します。

1 本県の天然記念物の現状と課題

本県における国・県指定天然記念物及び登録記念物（動物、植物及び地質鉱物関係）（以下、「天然記念物」という。）は全部で71件あり、そのうち樹木、樹叢が51件と7割以上を占めています。そして、寺社等の樹木などは一般に公開され、地域の方々に親しまれているものも多くあります。

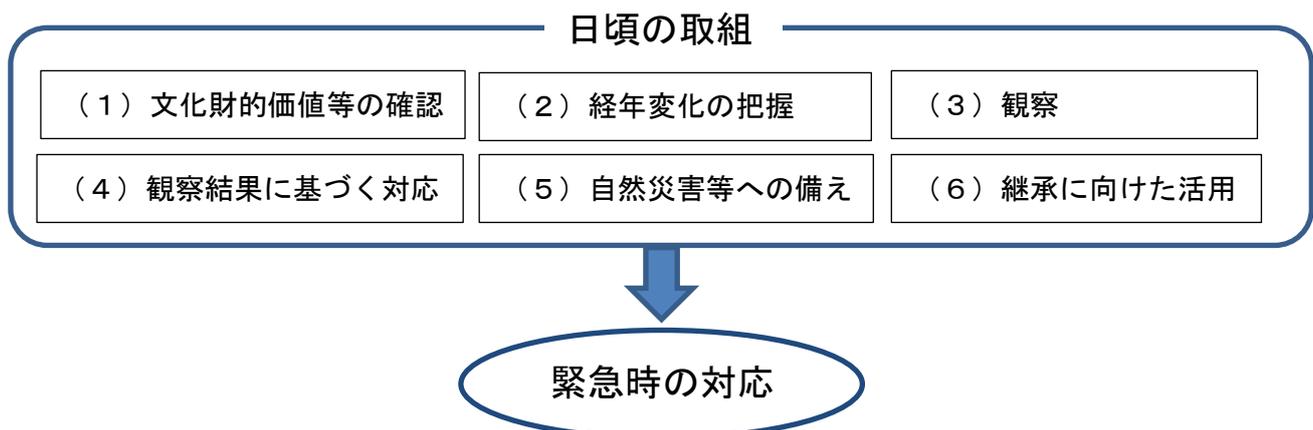
その一方で、これらの天然記念物の樹木・樹叢（以下、「樹木等」という。）は指定された後、平均して約50年を経過していることから、指定地に隣接して住宅が建てられるなどの周辺環境の変化に加え、経年変化により樹勢が衰えたり、倒木や落枝による危険性が高まったりするなど、樹木等の維持管理に手間や費用がかかるようになっていきます。特に、台風等の自然災害は、樹木等の価値に影響を与えることがあり、県内においても強風による倒木枯死（旧県指定天然記念物「八幡宮の大イチョウ」等）の事例もあることから、災害等への備えが求められています。

また、所有者の高齢化や代替わりなどにより所有者の天然記念物に対する意識が変化するなど、天然記念物をとりまく状況が大きく変化しているところもあります。過去には、所有者による樹木一部の無断伐採及び移植後の生育悪化による枯死（旧県指定天然記念物「益田家のモチノキ」）の事例もあり、安全を確保しながら適切な維持管理を行っていくことが課題となっています。

2 天然記念物（樹木・樹叢）の管理にあたっての考え方

天然記念物の樹木等の管理にあたっては、以下のフロー図に示した「日頃の取組み」が大切です。樹木等の文化財的価値等の確認、経年変化の把握、観察により、樹木等の状況を把握しておきましょう。また、観察の結果、樹木等に問題が認められる場合は、保護措置等を講じるとともに、自然災害等に備えた対策を行うことも重要です。このような日頃の取組みを継続的に行うことで、緊急時における対応にも活かすことができ、天然記念物の安全な管理が実現されます。

なお、文化財保護法や県文化財保護条例において、天然記念物の所有者は当該文化財を管理することが義務付けられています。（参考1参照）



(参考1) 神奈川県文化財保護条例

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定重要文化財を管理しなければならない。

2 県指定重要文化財の所有者は、当該県指定重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県指定重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について、準用する。

(準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、（中略）県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

3 日頃の取組み

まず、樹木等の文化財的価値や指定後の経年変化を確認し、周辺環境も含め、樹木等について定期的に観察することが重要です。詳細な確認は、樹木医等の専門家にゆだねる必要がありますが、所有者等として日常の維持管理を通じて、取組んでいただきたい事項を記載しましたので、参考にしてください。

(1) 文化財的価値等の確認

指定理由には植物の種の成長限界や分布の限界など学術的な価値に留まらず、地域や集落のシンボルであったり、神木として信仰の対象とされていたりする場合があります。あわせて、指定対象（樹叢の場合、指定範囲）も確認しておきましょう。ご不明の場合は、天然記念物が所在する市町村の文化財所管課（以下、「市町村文化財所管課」という。）や県教育委員会で確認できますのでお問い合わせください。

(2) 経年変化の把握

樹木は、年々変化しています。指定時の資料（樹木等や周辺環境の写真等）、その後の補修記録（補修部位、素材、方法、補修範囲、経費等）、樹木等の調査記録（神奈川県が発行した報告書等）、標本類を収集・保管しておきましょう。

これらの資料に基づき、指定時の状況、損傷した際の状況などについて、時系列的に情報を整理して、現状との比較ができるようになります。

なお、過去の資料や記録は市町村文化財所管課や県教育委員会で書類の保存年数の範囲内で保管していますので、確認を希望される場合はお問い合わせください。

(3) 観察

天然記念物の樹木等は巨樹であったり、老木が多く、指定以降に樹勢が衰えていたり、菌類や昆虫等によって腐食したりしている場合もあります。

普段から、樹木等の観察を行っておくことが重要です。また、メモだけでなく写真等で記録しておきましょう。

次のア～エの項目を参考に観察を行い、その結果、樹木等の状況に問題がある場合、まずは、市町村文化財所管課へ連絡し、必要な処置や手続きについて助言を受けてください。

ア 樹勢・樹形

樹木の元気さの度合いです。枝の張り具合、枝の枯損、葉の密度や大きさ、色、樹木の外形から判断することができます。

<チェック・ポイント>

- 高さや太さにふさわしい十分な樹冠を付け、四方に枝がそろっているか。
- 葉の色が新鮮な緑を保っているか。また十分な大きさがあるか。
- 枝先等に枯れている部分はないか。
- ゆらぎや不自然な傾斜（＝倒木につながる恐れのある樹木の傾斜）はないか。
- 根が露出していないか、樹木周りの土が踏み固められていないか。



枯死状態の樹木



枝先の枯れ枝



枯れ枝の落下



ぶら下がり枝（かかり枝）



不自然な傾斜



根が露出した樹木

イ 健康状態

菌類や昆虫等が原因で、樹木が侵されている場合があります。樹木を腐らせる菌である「木材腐朽菌」が、枯れ枝や樹皮の剥がれ、虫の開けた穴、剪定跡などから侵入し、内部を腐食（＝胴腐れ）させることがあります。幹・枝・葉などの外観の変化は、樹木が病気であるかどうかを判断する目安になります。

<チェック・ポイント>

- 葉、枝、幹に穴が空いていないか。アリが巣を作っていないか。
- 幹の根元に大量のフラス（木くずと虫の排せつ物が混ざった粉状のもの）が堆積していないか。
※ フラスに関連するナラ枯れ対策については、p14～19 参照
- 樹幹や枝等にキノコが生えていないか。
※ キノコの種類によっては、その発生部位が枯損しているか、樹木本体が腐朽していることがある。なお、コケや地衣類が生えていても必ずしも病気とは限らない。
- 幹の一部が縦に溝状に陥没（溝腐れ）していないか。
- 幹・枝の一部の器官が不自然に膨れる「こぶ」が見られないか。
※ こぶが見られる場合、内部の腐朽が進んでいる可能性がある。



穿孔性害虫による穿孔



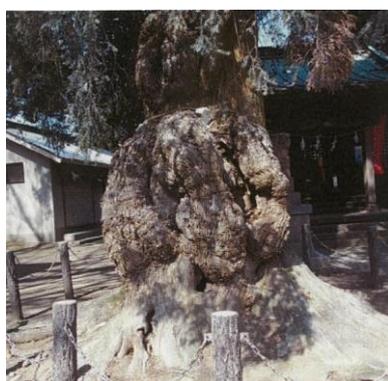
コフキタケ



スエヒロタケ



溝腐れ



こぶ



フラスの堆積

ウ 補修状況

樹木を保持するためのワイヤー、添え木等の状態、過去の補修状況（樹幹や枝など）を確認しておきましょう。

<チェック・ポイント>

- ワイヤーは均等に張られているか。緩んでいないか。
- 直接樹幹に触れる部分にクッション材などが挟まれているか。地面に接する部分はしっかり固定されているか。錆びたり塗装が劣化していないか。
- 支柱やワイヤーが樹幹に食い込んでいないか。
- 添木は所定の場所（支点など）に設置されているか。緩衝材などがしっかり設置されているか。
- 支柱や補修材料が劣化していないか。傾いていないか。



補修部分の劣化



ワイヤーの食い込み



劣化している支柱

エ 周辺環境

樹木の病気の直接的な原因は、菌類や昆虫などが病原として挙げられますが、周辺環境が間接的な原因となっている場合もあります。また、倒木による被害防止の観点からも周辺環境を観察しましょう。状況によっては剪定等の管理が必要になる場合があります。

<チェック・ポイント>

- 樹木の日当たりはどうか。周辺の樹木に光を遮られていないか。
- 樹木の風の通りはどうか。周辺の樹木に遮られていないか。
- 水はけは良いか。
- 樹木の立地場所の地形はどうか。
- 根元の周りの固さはどうか。人や車に踏まれやすい環境か。アスファルトで舗装されていないか。
- 樹木の保護柵や標識等が損傷していないか。

- 樹木周辺の安全性が確保され、家屋、道路、電線、河川等への影響がないか。
 - ※ 倒木や枝が落下した場合における被害想定を考える。特に枝折れを起こして落下せずぶら下がり枝（かかり枝）となっているものや、道路等に張り出して安全な通行の妨げになるような枝などには注意が必要である。
- 道路からの樹木に至るまでの見学ルートが安全に整備されているか。



支障木（電線に接触）



歩道上への越境枝



劣化している説明板

（４）観察結果に基づく対応

樹木等の観察により異常が認められた場合、まずは、市町村文化財所管課に相談してください。特に倒木等により被害が発生するおそれがある場合には、迅速な報告・相談が必要です。（自然災害等の緊急時における危険を除去する措置の場合は、事前の報告・相談は不要です。詳細は p 8 参照）

なお、観察結果を踏まえ、樹木等の詳細な状態を確認するには、樹木の医者である専門機関の「樹木医」の診断を受けることをお勧めします。（参考 2、3 参照）

（参考 2）樹木等に関する専門機関

一般社団法人 日本樹木医会神奈川県支部 【通称：かながわ樹木医会】
 〒259-1332 神奈川県秦野市菖蒲 317 番地 神奈川県山林種苗協同組合内
 TEL 0463-79-8315 Fax 0463-79-8415

（参考 3）樹木診断とは

樹木等について、以下の内容等を確認するため、樹木医が関与して外観調査、精密調査、病虫害診断、土壌調査など、目的に応じた調査を行い、診断します。

実施費用が補助対象となる場合がありますので、あらかじめ市町村文化財所管課に相談してください。

- 樹木の健全度を知る
- 樹勢衰退原因を見つける
- 倒木危険度を判定する

(5) 自然災害等への備え

大雨や強風等による枝の折損被害は、事前対策によって被害を抑えることが一定程度可能です。気象情報を収集し、過去の災害経験や日頃の点検によって把握している影響を受けそうな箇所について、あらかじめ剪定等の対策を講じるよう心がけてください。

また、天然記念物は、建造物と異なり、消火器及び簡易消火用具（例：水バケツ等）、自動火災報知設備等の設置は義務づけられていませんが、樹木等の周辺に引火物を置かない、樹木の枝が電線に架からないようにするなどの火災対策を講じておきましょう。

(6) 継承に向けた活用

平成 30 年 6 月の文化財保護法改正により、文化財を積極的に活用しながら次世代に継承していくことが重視されていることも踏まえ、天然記念物に指定された樹木等については、可能な範囲で見学のための環境整備を行うとともに、その特徴を生かした活用（見学会、観察会等）を地域の学校、博物館、環境保護団体、観光協会等と連携して実施することをご検討ください。活用に関する相談等がありましたら、市町村文化財所管課又は県教育委員会までお問合せください。

また、天然記念物の所有者は、管理に必要な標識や説明板などを周囲の見やすい場所に設置することになっています。（参考 4 参照）

(参考 4) 神奈川県文化財保護条例

(標識等の設置)

第 33 条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

4 緊急時の対応

(1) 安全確保

自然災害等が発生した際は、人命を最優先に行動してください。見学者等がいる場合は、安全な場所へ誘導してください。また、倒木や大きな落枝などが生じ、往来に危険を生じさせている場合は、速やかに危険を除去する措置（事前連絡不要）を講ずるとともに、道路管理者等に連絡するなど、状況に応じた対応をお願いします。

(2) 被災状況の把握

安全が確認できた後、天然記念物の被災状況を確認し、樹木等が被災している場合は市町村文化財所管課に連絡をするとともに、被災箇所の写真撮影などにより状況を記録してください。また、被災内容（大風による倒木、枝折れ等）や被災の程度（重度、軽微等）等についても可能な限り詳細な記録※を作成してください。

※ p37 に添付の「文化財被災状況記録票（天然記念物（樹木・樹叢）」を参考に被災状況を記録し、市町村文化財所管課に相談の上、必要に応じて提出をしてください。

（３）被災状況の報告等

天然記念物が被災した場合、市町村文化財所管課へ連絡し、分かる範囲で被災状況を報告してください（連絡先は p 42 参照）。大規模な災害の場合は、市町村文化財所管課又は県教育委員会と連絡が取れない場合が想定されます。その際は、独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センターへ連絡の上、被災状況について報告してください。報告した情報は県教育委員会に共有され、別途、市町村文化財所管課又は県教育委員会から文化財所有者等宛てに連絡を行い、対応等について指導・助言を行います。

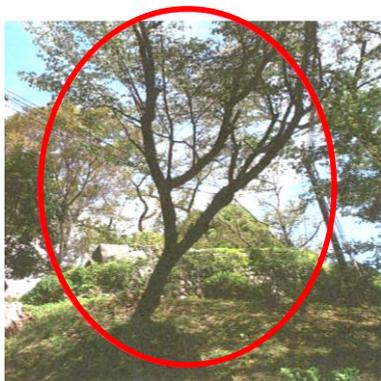
その後、市町村の指導に従って文化財保護法や県文化財保護条例等で定められている「滅失等届」等（詳細は p 14 参照）を提出してください。（天然記念物の被災状況を記録した場合は、その記録も滅失等届と合わせて提出してください。）

（４）復旧計画の策定・実施

市町村文化財所管課や県教育委員会等の指導・助言を受けて、被災した樹木等復旧のための計画策定・実施を行ってください。復旧が見込めないと思える状況でも復旧可能な例もありますので、緊急的に除去しなければ明らかに危険な場合を除き、可能な限り市町村文化財所管課に連絡ください。特に単木として指定されている樹木の被災は、文化財の滅失に関わることから、迅速な対応が必要になります。なお、樹木等のき損状況の事例と、復旧の基本的な考え方については、次のア～ウを参考にしてください。

ア 倒伏

横倒しになった樹木は、基本的に除去しますが、樹木に残された根量が多く、復旧が見込める状態の場合は、起こして仮支柱で固定し、経過を観察しながら樹勢の回復を図ることも考えられます。



立て起こしの可能性のある倒木



腐食等で支持根を失った倒木

イ 落枝

落ちた枝は速やかに除去してください。また、落ちた枝が発生した樹木は、枯れ枝や腐朽した枝等が他にも発生している可能性があるため、枯れ枝やぶら下がり枝（かかり枝）がないか点検を行ってください。

ウ 支柱やワイヤーの損傷等

支柱等が損傷し、緩みを起こしたりすると、樹木に対する支持力を失い、支柱自体の倒伏や樹体に傷をつける恐れもあるので、必要であれば補修や交換を行ってください。

(5) 後継樹の増殖について

県自然環境保全センターや国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センターでは天然記念物の樹木等を対象に後継樹の増殖(クローン増殖等)のサービスを提供しております。被災等の緊急時における利用も可能ですが、老齢で衰弱傾向にある樹木等については、枯損が起こる前にこれらのサービスの利用をお勧めします。

なお、これらのサービスを活用する場合は、事前に県教育委員会に御相談ください。

(参考5) 後継樹の増殖サービス提供機関一覧

- 神奈川県自然環境保全センター
〒243-0121 厚木市七沢 657 (電話：046-248-0323)
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所林木育種センター
〒319-1301 茨城県日立市十王町伊師 3809-1 (電話：0294-39-7048)
(URL) <https://www.ffpri.affrc.go.jp/ftbc/iden/rinbokuidensiginkou110ban.html>

5 補助金の活用

ここまで紹介してきた「日頃の取組み」や「緊急時の対応」の中で実施する、天然記念物の樹木等に関する管理（剪定、伐採等）、修理（支柱補修等）、診断・調査（樹木診断等）、環境整備（標識等の設置、見学路の整備等）、ナラ枯れ対策などは、文化財指定区分（国・県など）に従い、各種補助金の交付対象となります。希望される場合は、市町村文化財所管課に相談してください。

なお、予算や実施時期によっては交付できない場合もあります。下記の表1に県費補助金（指定文化財保存修理等補助金）の対象事業等、表2に国庫補助金（天然記念物）の対象事業等をまとめましたので参考にしてください。

(表1) 県費補助金(指定文化財保存修理等補助金)に係る対象事業等一覧表

対象事業	国・県指定文化財等に係る事業 ① 有形文化財の管理、修理、防災又は公開の事業 ② 無形文化財の記録の作成、伝承者の養成、保存又は公開の事業 ③ 有形民俗文化財の管理、修理、防災又は公開の事業 ④ 無形民俗文化財の記録の作成、伝承者の養成、保存又は公開の事業 ⑤ 史跡、名勝、 天然記念物の管理、修理の事業
申請者	国・県指定文化財等の所有者又は管理者、無形民俗文化財の保護団体
募集時期	事業を実施する日の属する年度の前年度6月頃、市町村文化財行政主管課を通じて募集します。ただし、緊急対応が必要な場合は別途、相談ください。
補助率	補助対象経費の1/3以内 ※ 国指定文化財等については、国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の1/3以内 ※ 県指定文化財等に係る事業については、申請者の財政規模や補助対象経費に応じて、補助率の加算を行うことがあります。

(表2) 国庫補助金(天然記念物)に係る対象事業等一覧表

補助事業名	対象	申請者	対象事業	補助率
天然記念物緊急調査事業	国指定 天然記念物	地方公共団体	減少原因調査、分布調査等	1/2
天然記念物再生事業		所有者 地方公共団体	病虫害駆除、施肥等樹勢回復等	
史跡等保存活用計画等策定事業		地方公共団体 管理団体	保存活用計画の策定	
天然記念物食害対策事業		地方公共団体	防護柵設置、捕獲等	2/3
歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	国指定 天然記念物	所有者 管理団体	保存修理、環境整備等	1/2
	国登録 記念物	地方公共団体 法人	設計監理、保存施設設置等	

※ 申請者の財政規模や補助対象経費に応じて、補助率の加算を行うことがあります。

6 許認可等の手続き(許可申請及び届出書の提出)

(1) 現状変更等の規制

天然記念物の樹木等に対して、作為的・物理的に変更を加える行為(例:樹木剪定、一部伐採、土壌改良等)を行う場合(以下、「現状変更等」という。)は、文化財の指

定区分に応じて、事前に許可等を受ける必要があります。現状変更等を予定している場合、まずは市町村文化財所管課に相談の上、表2を参考に、指定区分に従った各種申請等の手続きを行ってください。

なお、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置などについては、現状変更等の許可申請を要しない場合もあります。これらの考え方については表3にまとめましたので、参考にしてください。また、場所によっては、文化財保護法、県文化財保護条例以外の法令の規制を受ける場合もありますので、現状変更にあたっては土地に関する規制状況を確認し、当該法令を所管する部署にも相談する必要があります。

（表2）現状変更等の手続きに関する一覧表

現状変更等の許可を要する場合（例：樹木の剪定、支柱・ワイヤー補修、土壌改良等）は、次の指定区分に従い、各種申請様式に必要事項を記載の上、市町村文化財所管課に提出してください。また、現状変更終了後は、終了届等に必要事項を記載の上、市町村文化財所管課に提出してください。

区 分	現状変更等の許可申請	現状変更等の終了の届出
神奈川県指定天然記念物	現状変更等の実施前までに「神奈川県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書（p24参照）」を提出の上、県教育委員会の許可を受けてください。	現状変更等が終了後、速やかに「現状変更等終了届（p27参照）」を提出してください。
国指定天然記念物	現状変更等の実施前までに「史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書（p25-26参照）」を提出の上、文化庁の許可を受けてください。	現状変更等が終了後、遅滞なく「史跡名勝天然記念物現状変更等終了報告書（p28参照）」を提出してください。
国登録記念物	現状を変更しようとする日の30日前までに「登録記念物現状変更届出書（p29-30参照）」を提出してください。	

（参考6）神奈川県文化財保護条例

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

（参考7）神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則

第30条 条例第35条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる事項とする。

(1) 県指定史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（当該指定後において現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けたものについては、当該現状変更後又は保存に影響を及ぼす行為後の原状）に復すること。

- (2) 県指定史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の範囲の拡大を防止するために応急の措置をすること。
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が、き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去すること。

(表3) 現状変更等許可を要しない行為の基本的な考え方について

1 維持の措置

天然記念物がき損又は衰亡している場合（一部の場合も含む）に行われる次の行為

- (1) 天然記念物の価値に影響を及ぼさない原状回復 【例：破損箇所への充填等】
 - (2) 天然記念物のき損又は衰亡の拡大防止のための応急措置【例：損壊箇所や周辺の仮養生〔盛土、土留め、添え木等〕、損壊物や損壊・汚濁（水質等）要因の除去及び養生等】
 - (3) 天然記念物の一部がき損又は衰亡しており、且つ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合の除去【例：枯死部分の伐採、枯損木の伐採、倒木の撤去等】
- ※ (1) については、小規模な損壊に対して簡易な手段によって旧状への復帰が可能な場合にとる措置のことをいいます。
- ※ (1)～(3)のいずれの場合も、別途「滅失等届」の提出が必要となります。

2 非常災害のために必要な応急措置

指定地内外における非常災害により、天然記念物が罹災した場合、現に災害による被害が発生している場合又はその発生が明らかに予想される窮迫した事態の場合における次の行為

- (1) 樹木等の倒壊防止の措置【例：保護、養生等】
- (2) 地形崩壊防止の措置等【例：土留め養生、排水処理、崩落危険要因の除去及び養生】
- (3) 罹災物件（崩落土砂、崩壊建築物・工作物等）の除去及び養生等
- (4) 公益上の維持管理施設・設備（ライフライン、交通、防犯関係等）の代替機器の設置等
- (5) 建築物、工作物等の損壊防止の措置等【例：保護、養生等】
- (6) 火災延焼要因の撤去・除去等

3 保存に影響を及ぼす行為で、影響の軽微である場合

- (1) 天然記念物に直接触れない部分において行われる行為で、天然記念物の保存に及ぼす影響が軽微であるとの判断が容易である場合。主な事例は次のとおり。
 - ア 日常の維持管理行為【例：落葉採集、見廻り等】
 - イ 公益上必要不可欠な施設（ライフライン、交通、防犯関係等）における維持管理行為【例：補修、撤去、応急措置等】
 - ウ 住民生活及び公共施設に係る保守管理【例：補修、撤去、管理施設の維持等】

※ 管理施設の維持等とは、維持管理に係る簡易な設置物（例：案内標識等）の補修、更新等（土地の掘削・盛土等を行わないもの）のことをいう。
- (2) 天然記念物の指定地外で行われる行為で、行為者が行為を実施する前に、県教育委員会及び天然記念物が所在する市町村の文化財所管課（国指定の場合は文化庁）が協議の上、天然記念物の保存に及ぼす影響が軽微であるとの判断が容易である場合

(2) 滅失及び復旧等における届出

天然記念物の樹木等が滅失、き損等した場合及び被害に伴う復旧等を行う場合は、次の表4の区分に従い、該当する各種届出様式に必要事項を記載の上、市町村文化財所管課に提出してください。また、修理等終了後は、各種終了届に必要事項を記載の上、市町村文化財所管課に提出してください。

(表4) 滅失及び復旧等の手続きに関する一覧表

区 分	滅失、き損、亡失、盗難 の届出	修理（復旧）の届出	
		事前の届出	終了の届出
神奈川県指定 天然記念物	すみやかに「滅失等届（p31参照）」を提出してください。	あらかじめ、「修理届（p32参照）」を提出してください。	修理終了後、速やかに「現状変更等終了届（p27参照）」を提出してください。
国 指 定 天 然 記 念 物	事実を知った日から10日以内に「史跡名勝天然記念物滅失等届出書（p33参照）」を提出してください。	復旧の30日前までに「復旧届出書（p34参照）」を提出してください。	復旧終了後、遅滞なく「復旧終了報告書（p35参照）」を提出してください。
国 登 録 記 念 物	事実を知った日から10日以内に「登録記念物滅失等届出書（p36参照）」を提出してください。	非常災害後に復旧工事として行うものは、届出の必要はありません。	

(参考8) 神奈川県文化財保護条例

(滅失、き損等)

第8条 県指定重要文化財の全部又は一部が滅失し若しくはき損し又はこれを亡失し若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合はその者）は、すみやかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条及び第19条第1項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

7 ナラ枯れについて

近年、全国的に発生している「ナラ枯れ」について、神奈川県では平成29年に初めて被害が確認され、その後、全県的に被害が拡大しています。ナラ枯れは健全なブナ科の樹木を集団的に枯損させることから、天然記念物の樹木等の保全における課題となっています。これらのことから、ナラ枯れの概要、被害木の確認方法や対策等について、県水源環境保全課作成の「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」を基にまとめたので参考にしてください。

(1) ナラ枯れの概要

カシノナガキクイムシ（略称：カシナガ）が媒介するナラ菌（糸状菌）により、コナラ、ミズナラ、シイ・カシ類のブナ科の樹木が集団的に枯損することを「ナラ枯れ」といいます。カシナガが樹体内に穿入（6月～7月頃）した際に持ち込まれるナラ菌がまん延（8月頃）することで、道管が目詰まりし、水を吸い上げることができなくなることで葉が変色し枯れ始め、変色から約1～2週間で枯死します。

また、孔道内で翌年羽化したカシナガの新成虫は、ナラ菌を体に付けて脱出し、新たな健全木に穿入することで、被害が拡大していきます。ナラ枯れはブナ科の中でブナ属を除く全ての属で被害が見られ、特にコナラとミズナラは枯死被害が大きく、ミズナラは70%の割合で枯死するという報告もあります。ただし、カシナガに穿入された全ての樹木が枯死するわけではなく、生存した木は「穿入生存木」と呼ばれます。

なお、ナラ枯れは比較的高齢で大径の樹木が多い森林で被害が激甚となりやすいことから、大径木の樹木・樹叢は注意が必要です。



カシノナガキクイムシ（左：オス、右：メス）

ナラ枯れによる枯死木

【神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドラインより引用】

(図1) ナラ枯れの発生メカニズム【林野庁ホームページより引用】



(表5) ナラ枯れ被害を受ける樹種一覧表

クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ウバメガシ、カシワ、マテバシイ、スダジイ、シラカシ、ウラジログシ、アラカシ、アカガシ など

(2) 被害木の確認

次のチェック・ポイントを参考に観察を行い、ナラ枯れを確認した場合は市町村文化財所管課へ連絡をし、必要な手続きや処置について助言を受けてください。

※ p39 に添付している「森林病虫害被害情報カード（天然記念物）」を参考に被害状況を記録し、市町村文化財所管課に相談の上、必要に応じて提出をしてください。

<チェック・ポイント>

- 紅葉の時期ではないのに、真夏～晩夏に急に葉が萎れ、茶色や赤茶色に枯れていないか。
- 幹（特に根本）にカシナガが穿入した直径2mm程の孔がたくさんあいていないか。
- 穿入孔から大量のフラス（木屑等の粉状のもの）が出て、根本に堆積していないか。
- 指定地外周辺の樹木で、ナラ枯れが確認されていないか。



茶色に枯れた葉



穿入孔とフラス



根本に堆積したフラス

(3) 対策の実施

ナラ枯れ被害が確認された場合は、市町村文化財所管課や県教育委員会等の指導・助言を受けて、ナラ枯れ防除のための計画を策定し、対策を行ってください。（補助金の活用については、p10～11を参照してください。）

また、市町村の森林部局や県の森林部局（横浜川崎地区農政事務所、地域県政総合センター等）では、ナラ枯れ対策に関する技術的指導や各種助成制度（補助金等）が定められている場合がありますので、併せて相談してください。

なお、対策の考え方や対策の手法について、県水源環境保全課作成の「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」を基に以下にまとめましたので参考にしてください。

ア 対策の考え方について

ナラ枯れ対策の基本は、被害木の駆除及び未被害木の予防ですが、ナラ枯れ被害を根絶することは、莫大な費用と労力を費やしたとしても極めて困難であるとされています。このことから、ナラ枯れ対策については、被害木やその周辺の被害状況に応じて、適切な対策を行っていく必要があります。

(表6) 被害状況に応じた防除の考え方(神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドラインから引用)

被害状況区分の目安	防除の考え方	具体的な取組み
未被害地 (周囲数 10km 以内にナラ枯れ被害地が存在する森林)	<ul style="list-style-type: none"> 被害の早期発見、監視 特に守りたい樹木の予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が近接した場合には、特に守りたい樹木を中心に、予防措置(薬剤樹幹注入、資材被覆、粘着シート被覆)を行う。 被害木を発見したら、ただちに駆除する。
微害地 (ha あたり、1～10本程度の被害が発生した森林)	<ul style="list-style-type: none"> 駆除の徹底 特に守りたい樹木の予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> 微害(被害初期)段階では、重点的な防除を実施することで被害の拡大を抑制できることから、安全の確保に支障がある場合を除き、被害木の全量駆除及び未被害木の予防を徹底する。 特に守りたい樹木を中心に、防措置(薬剤樹幹注入、資材被覆、粘着シート被覆)を行う。
中・激害地 (ha あたり、10本程度以上の被害が発生した森林)	<ul style="list-style-type: none"> 防除は困難 被害動向を注視 特に守りたい樹木の予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> 全量駆除は困難であることから、基本的に被害対策は実施せず、被害の動向を注視していく。 危険木は必要に応じて伐採する。 特に守りたい樹木を中心に、予防措置(薬剤樹幹注入、資材被覆、粘着シート被覆)を行う。

イ 対策の手法

(ア) 予防

○ 薬剤樹幹注入

未被害木に薬剤を注入し、カシナガの穿入によるナラ菌の繁殖を抑止し、枯損を予防する。

○ 資材被覆

健全木の樹幹をビニールシート・ウレタンマット・メッシュの細かい金網等で覆い、カシナガの穿入を阻止する。

○ 粘着シート被覆

健全木の幹に粘着シートの粘着部を外側にして巻き付け、カシナガを捕獲して穿入を阻止する。

※ なお、ナラ枯れ予防の一般的な手法として「未被害木の伐採による森林の更新」が紹介されている場合がありますが、天然記念物（樹叢）については、自然林としての価値が高いこと等の理由により指定されていることから、未被害木の伐採によって当該樹叢の植生が変化する等、天然記念物の価値に影響を及ぼす可能性があります。したがって、未被害木の伐採以外の手法にて対策を行うことが望ましいです。

(イ) 駆除

○ 伐倒駆除

被害木を切り倒して、くん蒸、焼却、または破砕する。

※ カシナガが羽化する直前及び拡散中（5月中旬から9月末まで）の伐採は、カシナガの被害を助長することから、原則行わないこと。

○ 立木くん蒸

伐倒せずに立木のままくん蒸剤を注入する。

○ 資材被覆

対象木の樹幹をビニールシート・ウレタンマット・メッシュの細かい金網等で覆い、カシナガの脱出を阻止する。

○ 粘着シート被覆

対象木の幹に粘着シートの粘着部を内側にして巻き付け、カシナガを捕獲して脱出を阻止する。

※ なお、カシナガが羽化する直前及び拡散中（5月中旬から9月末まで）の伐採は、林内の光環境が向上し、林内温度が高まることで、カシナガの活性を高めて、被害拡大を助長する恐れがあることから、行わないことが望ましいです。

（立木くん蒸や資材被覆、粘着シート被覆はこの限りではありません）

(ウ) その他

○ 枯死木伐採

枯死木の倒伏・落枝による人的・物的・生活被害を防止することや、景観面に配慮するために枯死木を伐採する。被害当年度以降の枯死木は、再度のカシナガの穿入及び繁殖を受けることはないものの、枯死後2～3年程度で急速に強度の低下が起こるとされているため、人的被害等が懸念される場合は早期に対応する必要があります。



資材被覆による予防



伐倒駆除（くん蒸）

切り株への薬液注入



シート養生

（４）補助金の活用

ナラ枯れ被害の対策にあたっては、「5 補助金の活用（p10～11 参照）」で記載したとおり、文化財指定区分（国・県など）に従い、各種補助金の交付対象となります。希望される場合は、市町村文化財所管課に相談してください。

ただし、県指定天然記念物について、年度途中の緊急対応として県費補助金を活用し、ナラ枯れ対策を実施する場合は、原則として「被害木・枯死木の伐倒駆除」のみを対象としています。予防等の対策を実施する場合は、事業実施する年度の前年度6月頃に募集する県費補助金（指定文化財保存修理等補助金）を活用するなど、計画的な実施をお願いします。

（５）その他森林病害虫

近年被害が拡大しているナラ枯れの他にも樹木等を枯損させる森林病害虫は存在します。これらの情報については、林野庁のホームページ等に掲載されておりますので、最新情報等を確認の上、森林病害虫による被害を確認した場合は、市町村文化財所管課へ連絡をし、必要な手続きや処置について助言を受けてください。

※ ナラ枯れと同様に、p39に添付している「森林病害虫被害情報カード（天然記念物）」を参考に被害状況を記録し、市町村文化財所管課に相談の上、必要に応じて提出してください。

（参考9）森林病害虫に関する情報提供機関一覧

- 林野庁ホームページ「病害虫や動物被害から森林を守る！」
URL (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/>)

日頃の取組み 自主点検リスト

- このリストは、本マニュアルの「日頃の取組み」に記載の観察リストです。
- 問題がないと思われる項目については、チェック欄に✓をつけ、問題があると考えられる項目があれば、まずは天然記念物の所在する市町村の文化財所管課にご相談ください。

観察	No	項目	チェック欄	メモ欄
樹勢・樹形	1	高さや太さにふさわしい十分な樹冠を付け、四方に枝がそろっているか。		
	2	葉の色が新鮮な緑を保っているか。また十分な大きさがあるか。		
	3	枝先等に枯れている部分はないか。		
	4	ゆらぎや不自然な傾斜はないか。		
	5	根が露出していないか、樹木周りの土が踏み固められていないか。		
健康状態	6	葉、枝、幹に穴が空いていないか。アリが巣を作っていないか。		
	7	幹の根元に大量のフラス（木くず等の粉状のもの）が堆積していないか。		
	8	樹幹や枝等にキノコが生えていないか。		
	9	幹の一部が縦に溝状に陥没（溝腐れ）していないか。		
	10	幹・枝の一部の器官が不自然に膨れる「こぶ」が見られないか。		
補修状況	11	ワイヤーは均等に張られているか。緩んでいないか。		
	12	直接樹幹に触れる部分にクッション材などが挟まれているか。地面に接する部分はしっかり固定されているか。錆びたり塗装が劣化していないか。		
	13	支柱やワイヤーが樹幹に食い込んでいないか。		
	14	添木は所定の場所（支点など）に設置されているか。緩衝材などがしっかり設置されているか。		
	15	支柱や補修材料が劣化していないか。傾いていないか。		
周辺環境	16	樹木の日当たりはどうか。周辺の樹木に光を遮られていないか。		
	17	樹木の風の通りはどうか。周辺の樹木に遮られていないか。		
	18	水はけは良いか。		
	19	樹木の立地場所の地形はどうか。		
	20	根元の周りの固さはどうか。人や車に踏まれやすい環境か。アスファルトで舗装されていないか。		
	21	樹木の保護柵や標識等が損傷していないか。		
	22	樹木周辺の安全性が確保され、家屋、道路、電線、河川等への影響がないか。		
	23	道路からの樹木に至るまでの見学ルートが安全に整備されているか。		
ナラ枯れ	24	紅葉の時期ではないのに、真夏～晩夏に急に葉が萎れ、茶色や赤茶色に枯れていないか。		
	25	幹（特に根本）にカシナガが穿入した直径2mm程の孔がたくさんあいていないか。		
	26	穿入孔から大量のフラス（木屑等の粉状のもの）が出て、根本に堆積していないか。		
	27	指定地外周辺の樹木で、ナラ枯れが確認されていないか。		

参考・引用文献

- ・ 静岡県文化財保存協会「天然記念物（樹木）を診る」平成 25 年 3 月
(<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-180/documents/tennenkinenbutuwomiru.pdf>)
- ・ 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課「三重県天然記念物緊急対応マニュアル（市町教育委員会向け）」
(<https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/bunkazai/60426039864.htm>)
- ・ 神奈川教育委員会教育局 生涯学習部文化遺産課「神奈川県文化財防災対策マニュアル」平成 30 年 4 月
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/aaa.html>)
- ・ 国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」平成 29 年 9 月
(https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/tenken.html)
- ・ 川崎市「樹木を管理している市民の皆様へ」平成 26 年 5 月
(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-16-2-0-0-0-0-0-0.html>)
- ・ 神奈川県環境農政局 緑政部水源環境保全課「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」令和 3 年 5 月
- ・ 林野庁「ナラ枯れ被害対策について」令和 3 年 1 月
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/naragare_R2.html)
- ・ 独立行政法人森林総合研究所関西支所「ナラ枯れの被害をどう減らすかー里山林を守るためにー」平成 24 年 2 月
(http://www.ffpri.affrc.go.jp/fsm/research/pubs/documents/nara-fsm_201202.pdf)

文化庁作成「文化財のチェックリスト」について

文化庁においても、文化財の防火・防犯対策について所有者が状況を的確に把握するためのチェックリストを作成し、ホームページで公開しています。

国指定の文化財だけではなく、県指定文化財や指定等が行われていない文化財にも適用できます。是非、活用ください。

検索 ⇒ 文化財のチェックリスト

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html

申請書・届出書 様式集

申請書様式

神奈川県指定天然記念物の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の許可申請

神奈川県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書

年 月 日

神奈川県教育委員会 殿

申請者 住 所

氏 名 (法人その他の団体の場合)
は、名称及び代表者氏名

次のとおり神奈川県指定天然記念物の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、申請します。

名	称	
所	在	地
指	定	年 月 日
所 有 者	住 所	
	氏名又は名称	
占 有 者	住 所	
	氏名又は名称	
管 理 責 任 者	住 所	
	氏 名	
現状変更等を必要とする事由		
現状変更等に係る地域の地番、地目及び地積		
現状変更等の内容及び実施の方法		
現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき神奈川県指定史跡名勝天然記念物への影響に関する事項		
施 行 者	住 所	
	氏 名	
施 行 予 定 時 期		年 月 日から 年 月 日まで
備	考	

※ 下記書類を添付の上、提出してください。

- ・現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の設計仕様書及び設計図
- ・現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図、実測図又は地形図
- ・申請者が所有者でない場合は、所有者の承諾書（管理責任者が選任されている場合は、管理責任者の承諾書）
- ・所有者と権原に基づく占有者が異なる場合で申請者が当該占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

申請書様式

国指定天然記念物の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の許可申請

国様式2(法第125条第1項、10号規則第1・2条関係)

史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり現状変更等をしたいので、文化財保護法第125条第1項の規定並びに特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1条及び同規則第2条の規定により関係書類等を添えて申請します。

1	史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	
2	指 定 年 月 日	
3	史跡、名勝又は天然記念物の所在地	
4	所有者の氏名又は名称及び住所	
5	権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所	
6	管理団体がある場合の名称及び事務所の所在地	
7	管理責任者がある場合の氏名及び住所	
8	許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	

9	史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等を必要とする理由		
10	現状変更等の内容及び実施の方法		
11	現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項		
12	現状変更等の着手及び終了の予定時期		
13	現状変更等に係る地域の地番		
14	現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地		
15	埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合の事項	発掘担当者	
		<table border="1"> <tr> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td>(住所)</td> </tr> <tr> <td>(経歴)</td> </tr> </table>	(氏名)
(氏名)			
(住所)			
(経歴)			
		出土品の処置に関する希望	
16	その他参考となるべき事項		
17	添付する書類、図面及び写真	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図 2 現状変更等に係る地域の地番及び地ぼうを表示した実測図 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料 5 所有者の承諾書(許可申請者が所有者以外の者である場合) 6 占有者の承諾書(許可申請者が権原に基づく占有者以外の者である場合) 7 管理団体がある場合の意見書(許可申請者が管理団体以外の者である場合) 8 管理責任者がある場合の意見書(許可申請者が管理責任者以外の者である場合) 9 発掘担当者の発掘担当承諾書(許可申請者が発掘担当者以外の者である場合) 	

※ 添付書類の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

※ 現状変更等に係る工事内容の法量(面積、延長、幅、深さ、径、数量、その他)を具体的に記載してください。(別紙立て可)

※ 整備に係る現状変更等において、整備委員会等を設置し、その助言・指導に基づく場合には、委員会等名簿を添付してください。

届出書様式

神奈川県指定天然記念物の現状変更、保存に影響を及ぼす行為及び修理の終了の届出

現 状 変 更 等 終 了 届

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

届出者 住 所 (法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び)
氏 名 (代表者の氏名)

次のとおり神奈川県指定重要文化財（神奈川県指定有形民俗文化財、神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝、神奈川県指定天然記念物）の現状変更（保存に影響を及ぼす行為、修理）を終了したので、届け出ます。

名 称 及 び 員 数	
所 在 の 場 所	
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 等 の 内 容	
現状変更等の許可（届出）年月日	年 月 日
施 行 時 期	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

※ 結果を示す写真を添付の上、提出してください。

届出書様式

国指定天然記念物の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の終了の届出

国様式3(10号規則第3条関係)

史跡名勝天然記念物現状変更等終了報告書

年 月 日	
文化庁長官 様	
申請者	
住 所	_____
氏 名	_____
<small>(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)</small>	
<p>次のとおり現状変更等を終了しましたので、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条の規定により報告します。</p>	
許可年月日	
許可番号	
史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	
現状変更等の内容	
終了年月日	年 月 日
その他参考事項	

※ 結果を示すキャビネ型写真(申請時と同方向で撮影され、現状変更等の前後の状態の比較が可能なもの)を添付してください。

届出書様式

国登録記念物の現状変更の届出

法第133条、9号規則第16条・第17条関係

登録記念物現状変更届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり現状変更をしたいので、文化財保護法第133条の規定並びに登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則第16条及び第17条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

1	登録記念物の名称	
2	登録年月日	
3	登録記念物の所在地	
4	所有者の氏名又は名称及び住所	
5	権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所	
6	管理責任者がある場合の氏名及び住所	
7	管理団体がある場合の名称及び事務所の所在地	
8	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	

9	現状変更を必要とする理由		
10	現状変更の内容及び実施の方法		
11	現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項		
12	現状変更の着手及び終了の予定時期		
13	現状変更に係る地域の地番		
14	現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
15	埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更の場合の事項	発掘担当者	
		<table border="1"> <tr> <td>(氏名)</td> </tr> <tr> <td>(住所)</td> </tr> <tr> <td>(経歴)</td> </tr> </table>	(氏名)
(氏名)			
(住所)			
(経歴)			
		出土品の処置に関する希望	
16	その他参考となるべき事項		
17	添付する書類、図面及び写真	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状変更の設計仕様書及び設計図 2 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図 3 現状変更に係る地域のキャビネ型写真 4 所有者の意見書（届出者が所有者以外の者である場合） 5 占有者の意見書（届出者が権原に基づく占有者以外の者である場合） 6 管理責任者がある場合の意見書（届出者が管理責任者以外の者である場合） 7 管理団体がある場合の意見書（届出者が管理団体以外の者である場合） 8 発掘担当者の発掘担当承諾書（届出者が発掘担当者以外の者である場合） 	

※ 添付書類の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

※ 現状変更に係る工事内容の法量（面積、延長、幅、深さ、径、数量、その他）を具体的に記載してください。（別紙立ても可）

※ 整備に係る現状変更において、整備委員会等を設置し、その助言・指導に基づく場合には、委員会等名簿を添付してください。

届出書様式

神奈川県指定天然記念物の滅失、き損、亡失、盗難の届出

滅 失 等 届

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

届出者 住 所
氏 名

次のとおり神奈川県指定重要文化財(神奈川県指定有形民俗文化財、神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝、神奈川県指定天然記念物)を滅失した(き損した、亡失した、盗み取られた)ので、届け出ます。

名 称 及 び 員 数		
所 在 の 場 所		
指 定 年 月 日		年 月 日
所 有 者	住 所	
	氏名又は名称	
滅失等の事実を知った年月日		年 月 日
滅失等の事実が生じた日時及び場所	日 時	年 月 日 時
	場 所	
滅失等の事実が生じた当時における管理の状況		
滅失等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度		
備 考		

※ き損の状況を示す写真又は見取図その他き損の状況を記載した書類を添付の上、提出してください。

届出書様式

神奈川県指定天然記念物の修理の届出

修 理 届

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

届出者 住 所
氏 名

次のとおり神奈川県指定重要文化財（神奈川県指定有形民俗文化財、神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝、神奈川県指定天然記念物）を修理したいので、届け出ます。

名 称 及 び 員 数	
所 在 の 場 所	
指 定 年 月 日	年 月 日
管 理 責 任 者	住 所
	氏 名
修 理 を 必 要 と す る 事 由	
修 理 の 内 容 及 び 方 法	
修 理 の た め に 所 在 の 場 所 を 変 更 す る 場 合	変 更 後 の 所 在 場 所
	修 理 終 了 後 復 す べ き 所 在 の 場 所 及 び そ の 時 期
施 行 者	住 所
	氏 名
施 行 予 定 時 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

※ 下記書類を添付の上、提出してください。

- ・設計仕様書
- ・修理をしようとする箇所の写真又は見取図

届出書様式

国指定天然記念物の滅失、き損、衰亡、亡失、盗難の届出

国様式4(法第118条、法第120条及び法第172条第5項で準用する法第33条・8号規則第6条関係)

史跡名勝天然記念物滅失等届出書

		年 月 日
文化庁長官様		
届出者		
		住所 _____
		氏名 _____ (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
<p>次のとおり史跡名勝天然記念物が滅失した(き損した、衰亡した、亡失した、盗み取られた)ので、文化財保護法第118条、同法第120条及び同法第172条第5項で準用する同法第33条の規定並びに特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条の規定により関係書類等を添えて届出ます。</p>		
1	史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	
2	指 定 年 月 日	年 月 日
3	史跡、名勝又は天然記念物の所在地	
4	所有者の氏名又は名称及び住所	
5	管理責任者がある場合の氏名及び住所	
6	管理団体がある場合の名称及び事務所の所在地	
7	滅失、き損等の事実の生じた日時	年 月 日 時
8	滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況	
9	滅失、き損等の原因並びにき損の場合の箇所及び程度	
10	き損の場合のその結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響	
11	滅失、き損等の事実を知った日	年 月 日
12	滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項	

※ 滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添付してください。

届出書様式

国指定天然記念物の復旧の届出

国様式5(法第127条第1項・9号規則第1条関係)

復 旧 届 出 書

		年 月 日
文化庁長官様		
届出者		
		住所 -----
		氏名 ----- (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
次のとおり史跡名勝天然記念物を復旧したいので、文化財保護法第127条第1項の規定並びに特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第1条の規定により関係書類等を添えて届出ます。		
1	史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	
2	指 定 年 月 日	年 月 日
3	史跡、名勝又は天然記念物の所在地	
4	所有者の氏名又は名称及び住所	
5	権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所	
6	管理団体がある場合の名称及び事務所の所在地	
7	管理責任者がある場合の氏名及び住所	
8	復旧を必要とする理由	
9	復旧の内容及び方法	
10	復旧の着手及び終了の予定時期	着手予定 年 月 日 から
		終了予定 年 月 日 まで
11	復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
12	その他参考となるべき事項	

※ 必要書類等として以下のものを添付してください。

- ① 設計仕様書
- ② 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- ③ 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

届出書様式

国指定天然記念物の復旧終了の届出

国様式6(9号規則第3条関係)

復 旧 終 了 報 告 書

		年 月 日
文 化 庁 長 官 様		
届出者		
		住 所 -----
		氏 名 ----- (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
次のとおり史跡名勝天然記念物を復旧しましたので、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第3条の規定により報告します。		
1	史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	
2	史跡、名勝又は天然記念物の所在地	
3	指 定 年 月 日	年 月 日
4	復 旧 の 内 容	
5	復 旧 の 届 出 日	
6	施 工 時 期	着 手 年 月 日 から
		終 了 年 月 日 まで
7	復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
8	その他参考となるべき事項	

※ 必要書類等として、復旧の結果を示す写真及び図面を添付してください。

届出書様式

国登録記念物の滅失、き損、衰亡、亡失、盗難の届出

国様式(法第133条において準用する法第118条及び法第120条において準用する法第33条・9号規則第13条関係)

登録記念物滅失等届出書

		年 月 日
文化庁長官様		
届出者		
		住所 -----
		氏名 ----- (法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)
<p>次のとおり登録記念物が滅失した(き損した、衰亡した、亡失した、盗み取られた)ので、文化財保護法第133条において準用する同法第118条及び第120条において準用する同法第33条の規定並びに登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則第13条の規定により関係書類等を添えて届出ます。</p>		
1	登録記念物の別及び名称	
2	登録年月日	年 月 日
3	登録記念物の所在地	
4	所有者の氏名又は名称及び住所	
5	管理責任者がある場合の氏名及び住所	
6	管理団体がある場合の名称及び事務所の所在地	
7	滅失、き損等の事実の生じた日時	年 月 日 時
8	滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況	
9	滅失、き損等の原因並びにき損の場合の箇所及び程度	
10	き損の場合のその結果当該登録記念物はその保存上受ける影響	
11	滅失、き損等の事実を知った日	年 月 日
12	滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項	

※ 滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添付してください。

文化財被災状況記録票（天然記念物（樹木・樹叢））

作成日： 年 月 日

作成者： _____

文化財	文化財の名称：	
	指定区分：国指定・国登録・県指定・市町村指定・その他（ ）	
所在		
所有者等	所有者名：	
	所有者住所：	連絡先：
	担当者名：	連絡先：
被災日時	年 月 日	午前・午後 時 分
被災内容	(例：地震による樹木の倒木、大雪による枝折れ等)	
被災の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滅失 (例：単独指定樹木の完全倒壊、樹叢が全焼等) 	被災箇所の略図
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度 (例：単独指定樹木の倒木、樹叢の半焼等) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中破 (例：部分的に枝折れ、樹叢の一部が焼失等) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微 (例：枝の一部が毀損等) 	
応急措置	(例：倒木防止のため、ワイヤーで支える等)	
備考		

問合せ先：市町村文化財所管課連絡先 電話番号：

文化財被災状況記録票（天然記念物（樹木・樹叢））

作成日：令和3年10月1日

作成者：〇〇〇〇

文化財	文化財の名称：〇〇の木	
	指定区分：国宝・国重文・国登録 県指定 市町村指定・その他（ ）	
所在	横浜市中区〇〇通〇-〇-〇	
所有者等	所有者名：〇〇〇〇	
	所有者住所： 横浜市西区〇〇町〇-〇-〇	連絡先：000-000-0000
	担当者名：〇〇〇〇	連絡先：000-0000-0000
被災日時	令和3年10月1日 午前 午後 10時 00分 頃	
被災内容	（例：地震による樹木の倒木、大雪による枝折れ等） 台風による枝折れ	
被災の 程度	・ 滅失 （例：単独指定樹木の完全倒壊、樹叢が全焼等）	被災箇所の略図
	・ 重度 （例：単独樹木の倒木、樹叢の半焼等）	
	・ 中破 （例：部分的に枝折れ、樹叢の一部が焼失等） 大枝の枝折れ	
	・ 軽微 （例：枝の一部が毀損等）	
応急措置	（例：破損部分をブルーシートで覆っている等） 周囲にロープを張り、二次災害防止の観点から立入禁止としている。	
備考		

問合せ先：市町村文化財所管課連絡先 電話番号：

森林病虫害被害情報カード(天然記念物)

記入者名:	
連絡先:	
記入年月日:	年 月 日

○被害木の状況

病害名	
発見年月日	年 月 日
文化財等の名称	
所在地	
樹種	
被害木の直径(地面から1.5mの高さ)【cm】	
被害本数【本】	
うち、枯死木本数【本】	
森林所有者・管理者	氏名
	連絡先
備考	

※ 各場所ごとに地図、写真(代表的な被害木。可能であれば)について添付願います。

※ 単木ごとの集計表もあれば添付願います。

【市町村文化財所管課記入用】

所属名:	
担当者名:	
連絡先:	
確認年月日:	年 月 日

森林病虫害被害情報カード(天然記念物)

記入者名:	□□ □□
連絡先:	000-000-0000
記入年月日:	令和3年10月1日

○被害木の状況

病害名	ナラ枯れ	
発見年月日	令和3年9月29日	
文化財等の名称	〇〇寺の樹叢	
所在地	横浜市中区●●●-△△	
樹種	ミズナラ、コナラ、スダジイ	
被害木の直径(地面から1.5mの高さ)	ミズナラ(50cm1本、60cm2本) コナラ(50cm2本、60cm2本、70cm1本) スダジイ(50cm2本)	
被害本数	10本(内訳:ミズナラ3本、コナラ5本、スダジイ2本)	
うち、枯死木本数	8本(内訳:ミズナラ3本、コナラ3本、スダジイ2本)	
森林所有者・管理者	氏名	□□ □□
	連絡先	0000-00-0000
備考		

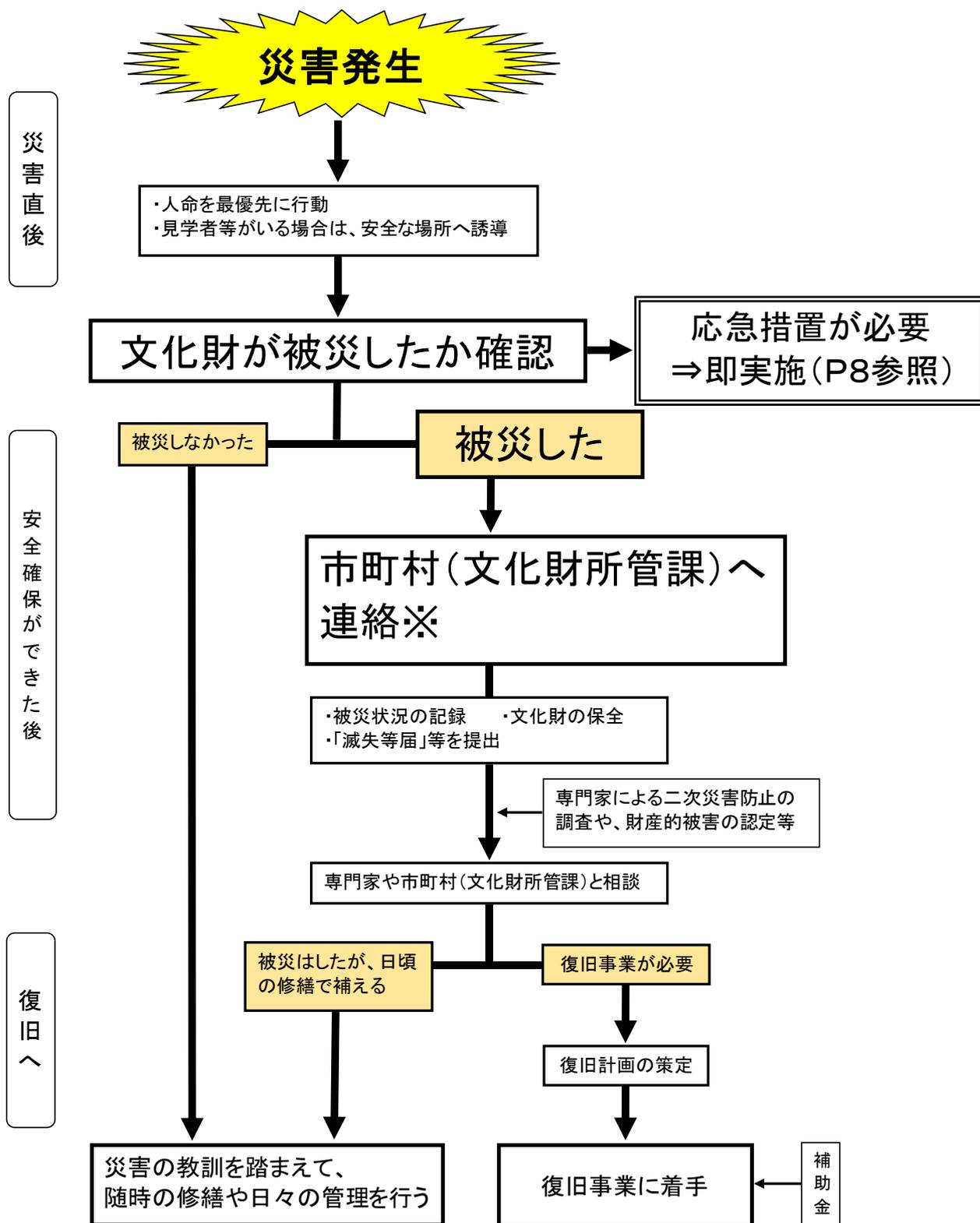
※ 各場所ごとに地図、写真(代表的な被害木。可能であれば)について添付願います。

※ 単木ごとの集計表もあれば添付願います。

【市町村文化財所管課記入用】

所属名:	
担当者名:	
連絡先:	
確認年月日:	年 月 日

(参考) 災害発生から復旧までのイメージ図



〈備考〉

この図は、災害が発生してから復旧までのおおまかな流れをイメージしていただくために作成したものです。実際に災害が発生した場合は、状況に必要な対応をしてください。

※ 災害等の影響により、市町村文化財所管課と連絡が取れない場合は、県教育委員会まで連絡をお願いします。また、県教育委員会と連絡が取れない場合は、「独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター」まで連絡をお願いします。

⇒ 文化財防災センターへ報告した情報は県教育委員会に共有され、別途、市町村文化財所管課又は県教育委員会から文化財所有者宛てに連絡を行い、対応等について指導・助言を行います。

緊急時（災害発生等）における連絡先について

（１）市町村文化財所管課

市町村文化財所管課の連絡先は、県教育委員会が所有者等に年１回送付している「大規模災害発生時の行動について」から、転記してください。

連絡先の市町村	担当課等	電話番号

（２）県教育委員会

市町村文化財所管課に電話がつかない場合は、県教育委員会に連絡をしてください。

県教育委員会の担当課	電話番号
文化遺産課（直通）	０４５－２１０－８３５１

（３）その他機関（※緊急時のみ）

市町村文化財所管課及び県教育委員会に電話がつかない場合は、「独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター」に連絡の上、被災状況について報告してください。（報告した情報は県教育委員会に共有され、別途、市町村文化財所管課又は県教育委員会から文化財所有者宛てに連絡を行い、対応等について指導・助言を行います。）

- | |
|--|
| <p>○ 独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター
【電話番号】 ０７４２－３１－９０５６
【メールアドレス】 info_bosai@nich.go.jp
※ 被災天然記念物名、被災日時、被災状況（分かる範囲で可）等を報告してください。</p> |
|--|

※ （３）を除き、緊急時以外における、各種お問合せの際も、上記の連絡先をご使用ください。

神奈川県天然記念物管理マニュアル（樹木・樹叢）

発行日 令和4年3月

発行 横浜市中区日本大通1

編集 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
（電話 045-210-8351）